

おくやみ ハンドブック

東松山市

令和7年度版



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う「マチのブックレット」です。

2025年6月発行 発行:東松山市

編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています

東松山市の方

お墓購入支援金
5万円が利用できます

ペットと一緒に入れる
家族のお墓



藤と桜の
森林公園

樹木葬

東松山市民
優待価格

管理料無料

個別納骨

8名まで
納骨可能

44万円より
条件付き

永代供養付き

他と混ざりません

さらに5万円割引



あしかがフラワーパーク
おなじみの大藤が7本



三春滝桜
枝分けのしだれ桜が5本

2025年2月28日

NHK総合で
特集されました!



東松山全域
送迎いたします!!

浄縁生涯サポートプラン

無料 お寺タクシー



月に1度ご自宅から送迎!

無料 巡回バス



他にも新ルートますます増便中!

森林公園駅から
送迎バス毎日運行!!

4ルート運行中

- ・森林公園駅直通ルート
- ・熊谷駅直通ルート
- ・川越ルート
- ・鳩山ニュータウン・高坂ニュータウンルート

ダイヤや停留所などお気軽にお問合せください。

森林公園
昭和浄苑

まずは
お電話ください

0493-39-3281

埼玉県東松山市大谷196
<https://higashimatsuyama-ohaka.com/>

森林公園昭和浄苑

検索

送迎バス運行
東武東上線「森林公園駅」より約10分
JR線「熊谷駅」より約25分
お車をご利用される方
関越道「東松山IC」より約15分



市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
住民登録	世帯主の変更	●手続きが済んでいない世帯には 市民課からご連絡いたします。		☐	市民課	4
	印鑑登録をしている	●印鑑登録証(カード)の返納 (返納希望の場合)		☐	市民課	4
	マイナンバーカード及び通知カード、 住民基本台帳カードを持っている	●カードの返納(返納希望の場合)		☐	市民課	5
年金	未支給年金の請求 (老齢・障害・遺族基礎年金のみの受給者)	●未支給年金の請求		☐	保険年金課	5
	遺族年金の請求 (遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金)	●遺族基礎・寡婦年金の請求 ●死亡一時金の請求		☐	保険年金課	6
保険	国民健康保険に加入している	●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請		☐	保険年金課	7
	後期高齢者医療制度に加入している	●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請 ●高額療養費等の振込口座の変更		☐	保険年金課	7
介護保険	65歳以上または介護認定を受けている	●各種証の返還 ●通知等送付先の確認		☐	高齢介護課	8
	高額介護サービス費等の支給を受けている	●振込口座の変更		☐	高齢介護課	8
高齢者福祉	次のいずれかを利用している 緊急通報システム 徘徊高齢者等家族支援サービス 紙おむつ給付サービス	●緊急通報機器の撤去・返還 ●徘徊高齢者等家族支援サービス機器の返還 ●紙おむつ給付サービスの廃止		☐	高齢介護課	8
税金	市税(市県民税・固定資産税・ 軽自動車税)が課税されている	●相続人代表者の指定		☐	課税課	9
	未登記家屋を所有している	●未登記家屋の名義変更		☐	課税課	9
	現在の納付状況、今後の納付について	●今後の納税等に関する相談 ●口座振替の変更または廃止手続き		☐	収税課	9
自動車・ バイク	原動機付自転車(125cc以下)・ 小型特殊自動車を所有している	●名義変更または廃車		☐	課税課	10

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
障害	次のいずれかを所有している 身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳	●各種障害者手帳の返還に係る届出書の提出		☐	障害者福祉課	10
	次のいずれかを受給している 特別障害者手当、障害児福祉手当、 経過的福祉手当、在宅重度心身障害者手当	●資格喪失届の提出		☐	障害者福祉課	10
	次のいずれかを所有している 自立支援医療費受給者証 (更生医療・育成医療・精神通院)	●受給者証の返還		☐	障害者福祉課	11
	特別児童扶養手当の受給資格者 または支給対象児童	【故人が受給資格者であった場合】 ●①受給資格者死亡届の提出 【故人が支給対象児童であった場合】 ●②資格喪失届の提出		☐	障害者福祉課	11
	次のいずれかを所有している 福祉タクシー利用券または 自動車燃料購入費助成券(ガソリン券)	●登録事項喪失届の提出		☐	障害者福祉課	11
	重度心身障害者医療費を受けている	●資格内容等変更届の提出		☐	障害者福祉課	12
	埼玉県心身障害者扶養共済制度の加入者 または給付対象障害者	【故人が加入者であった場合】 ●年金給付保険金支払請求書の提出 【故人が給付対象障害者であった場合】 ●弔慰金給付保険金支払請求書の提出		☐	障害者福祉課	12
こども	児童手当の支給対象児童 または受給者である	【故人が支給対象児童であった場合】 ●①受給資格消滅届または額改定届の提出 【故人が受給者であった場合】 ●②認定請求書の提出 ③未支払児童手当請求書(未支払の手当が ある場合)の提出		☐	こども支援課	12
	こども医療費の支給対象児童 または受給者である	【故人が支給対象児童であった場合】 ●①喪失届の提出 【故人が受給者であった場合】 ●②受給資格登録申請書の提出		☐	こども支援課	13
	ひとり親家庭等医療費の受給者 または対象児童である	●変更(消滅)届の提出		☐	こども支援課	13
	児童扶養手当の支給対象児童 または受給資格者である	【故人が支給対象児童であった場合】 ●①資格喪失届または額改定届の提出 【故人が受給資格者であった場合】 ●②受給資格者死亡届・未支払手当請求書の提出		☐	こども支援課	14
	遺児手当の支給対象児童または 受給者である	【故人が受給対象児童であった場合】 ●①遺児手当変更届の提出または 遺児手当資格喪失届の提出 【故人が受給者であった場合】 ●②遺児手当資格喪失届の提出		☐	こども支援課	14
	義務教育修了前の児童の父母又は そのいずれかが死亡し養育することになった	●遺児手当受給申請書の提出		☐	こども支援課	14
畜犬	犬を飼っている	●所有者の変更届の提出		☐	環境政策課	15
農地	農地を相続された方	●農地法第3条の3の規定による届出		☐	農業委員会 事務局	15

市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら「済」の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等		☐	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		☐	各金融機関 等
	株式等	名義変更		☐	各証券会社 等
	遺言書	検認・開封		☐	さいたま家庭裁判所 熊谷支部 家事受付係 埼玉県熊谷市宮町1丁目68番地 ☎048-500-3113
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		☐	各契約会社 等
	インターネット	名義変更・解約		☐	各契約会社 等
	NHK受信料	名義変更・解約		☐	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
	上水道	水道の閉栓・名義変更、振替口座の変更		☐	上下水道経営課 東松山市山崎町21番地 ☎0493-22-1123
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		☐	領収書に記載されている会社及び営業所
	運転免許証	返納		☐	東松山警察署 東松山市大字上野本1117番地1 ☎0493-25-0110
	パスポート	返納		☐	東松山パスポートセンター 東松山市松葉町1丁目1番58号 ☎0493-21-1402 (市民課)
	軽自動車	名義変更・廃車		☐	軽自動車検査協会 埼玉事務所 熊谷支所 埼玉県熊谷市新堀960番地2 ☎050-3816-3112
	普通自動車	税金に関する手続き		☐	埼玉県自動車税事務所 熊谷支所 埼玉県熊谷市御稜威ケ原701番地5 ☎048-532-8011
		名義変更・廃車		☐	関東運輸局 埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 埼玉県熊谷市御稜威ケ原701番地4 ☎050-5540-2027
	バイク(125cc超)	名義変更・廃車		☐	関東運輸局 埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 埼玉県熊谷市御稜威ケ原701番地4 ☎050-5540-2027
	市営住宅	入居世帯異動届		☐	埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 埼玉県熊谷市赤城町1丁目147番地 ☎048-524-7963
	クレジットカード	解約		☐	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		☐	各契約会社
	不動産登記	土地・家屋の所有権移転		☐	さいたま地方法務局 東松山支局 東松山市加美町1番16号 ☎0493-22-0379 (音声ガイダンスで「2」番を選択)
	国税関係(相続税・所得税・消費税)	相続税・所得税・消費税申告		☐	東松山税務署 東松山市箭弓町1丁目8番14号 ☎0493-22-0990
	国債を所有していた方	記名変更・償還金受領		☐	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局

市役所での手続き

世帯主の変更

故人が世帯主であった場合、同一世帯に故人のほかに(15歳以上の)世帯員が2人以上いるときは世帯主変更が必要となりますが、当市では死亡届出時に使者(死亡届書を持参した業者等)を通してご家族に新世帯主を確認していただき世帯主変更を済ませますので、改めて来庁する必要はありません。(連絡・確認がとれなかった場合には後日確認のご連絡のうえ世帯主変更をいたします)

印鑑登録をしている

故人が印鑑登録をしていた場合、印鑑登録は抹消され印鑑登録証は使えなくなります。印鑑登録証は返納されるか、はさみ等で切断処理後に破棄してください。

手続き・
持ち物

- 印鑑登録証(カード)の返納(返納希望の場合)
- 故人の印鑑登録証

受付窓口

市民課 本庁舎1階 ☎0493-21-1402

期限

すみやかに(返納希望の場合)



マイナンバーカード及び通知カード、住民基本台帳カードを持っている

故人のマイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カードは、返納していただく必要はありません。相続等の各種手続きで故人の個人番号(マイナンバー)の提示を求められる可能性がありますので、返納を希望される場合は、各種手続き終了後に返納してください。

手続き・持ち物

●カードの返納(返納希望の場合)

- ☐ 故人のマイナンバーカード
- ☐ 故人の通知カード
- ☐ 故人の住民基本台帳カード

受付窓口

市民課 本庁舎1階 ☎0493-21-1402

期限

各種手続き終了後(返納希望の場合)

- 故人がマイナンバーカードや通知カードをお持ちでなかった場合、その方の個人番号を知ることはできません。
- 相続等の各種手続きで個人番号の提出を求められた際、個人番号を記載しなくても手続きできる場合があります。詳しくは提出先にお問い合わせください。

未支給年金の請求(老齢・障害・遺族基礎年金のみの受給者)

故人が老齢・障害・遺族基礎年金を受給しており、ご遺族が次に該当すると、未支給となった分について一時金として請求ができる場合があります。

- 生計を同じくしていた①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦その他①～⑥以外の3親等以内の親族
- ※受け取れる順位もこのとおりです

手続き・持ち物

●未支給年金の請求

- ☐ 故人の年金手帳
- ☐ 故人の年金証書
- ☐ 請求者の戸籍謄本
- ☐ 世帯全員の住民票
- ☐ 住民票除票
- ☐ 請求者の通帳

※請求者のマイナンバーカードがあれば、書類を一部省略できる場合があります。

※上記以外の書類が必要となる場合がありますので、まずは下記の受付窓口でご相談ください。

受付窓口

●保険年金課 本庁舎1階 ☎0493-21-1434

※厚生年金を受給していた場合は下記川越年金事務所へ、共済年金を受給していた場合は各共済組合へ直接お問い合わせください。

●川越年金事務所 ☎049-242-2657

期限

亡くなった日から5年以内

遺族年金の請求(遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金)

故人とご遺族が次に該当する場合、年金や一時金が支給される場合があります。

生計維持などの要件を満たしたご遺族が対象です。

保険料納付要件等があるため年金事務所で故人の年金記録の確認をしてください。

	故人について	ご遺族について
遺族基礎年金	●国民年金の被保険者 ●国内居住者で60歳以上65歳未満の国民年金の被保険者であった者 ●老齢基礎年金の受給権者(加入期間25年以上) ●老齢基礎年金の受給資格期間(25年以上)を満たした者	●故人の配偶者で、子と生計を同じくしている者 ●故人の子 ※子とは、18歳到達の年度末までの子または1級・2級の障害の状態にあるときは20歳未満の子
寡婦年金	保険料納付済期間(免除期間を含む)が10年以上あり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合	故人の死亡当時、老齢基礎年金の繰上げ受給をしていない、10年以上婚姻期間のあった妻
死亡一時金	保険料納付済期間が3年以上あり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合	同一生計の ①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹 ※受け取れる順位もこのとおりです

手続き・持ち物

●遺族基礎・寡婦年金の請求

- | | | |
|------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| ☐ 故人の年金手帳 | ☐ 故人の年金証書 | ☐ 請求者の戸籍謄本 |
| ☐ 世帯全員の住民票 | ☐ 住民票除票 | ☐ 死亡診断書の写し |
| ☐ 請求者の所得証明書 | ☐ 請求者の通帳 | |

※請求者のマイナンバーカードがあれば、書類を一部省略できる場合があります。

※上記以外の書類が必要となる場合がありますので、まずは下記の受付窓口でご相談ください。

●死亡一時金の請求

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| ☐ 故人の年金手帳 | ☐ 請求者の戸籍謄本 |
| ☐ 世帯全員の住民票 | ☐ 住民票除票 |
| ☐ 請求者の通帳 | |

※請求者のマイナンバーカードがあれば、書類を一部省略できる場合があります。

※上記以外の書類が必要となる場合がありますので、まずは下記の受付窓口でご相談ください。

受付窓口

●保険年金課 本庁舎1階 ☎0493-21-1434

※遺族厚生年金を請求する場合は下記川越年金事務所へ、
遺族共済年金を請求する場合は各共済組合へ直接お問い合わせください。

●川越年金事務所 ☎049-242-2657

期限

- 遺族基礎年金または寡婦年金・・・亡くなった日から5年以内
- 死亡一時金・・・・・・・・・・・・・亡くなった日から2年以内

遺産相続手続

東松山市で20年以上の実績・遺産相続手続専門

司法書士にお任せください



定額報酬プラン

相談無料

土日対応

遺産整理

まとめて一式

220,000円～

遺産相続に関する手続をまとめて専門家に任せたい方

不動産の相続登記、預金の解約、株式の名義変更、戸籍などの収集、遺産分割協議書の作成、相続放棄の手続など、遺産相続に関する複雑な手続を全部まとめて司法書士にお任せいただけます。



相続登記

報酬定額制プラン

66,000円

令和6年4月、不動産の相続登記が義務化されました

故人の自宅の相続登記、戸籍の収集、遺産分割協議書の作成などがセットになって定額66,000円（実費別途）の報酬定額制プランをご用意しています。ご相談・お見積りは無料です。



相続放棄

報酬定額制プラン

55,000円

相続放棄は3か月以内に家庭裁判所に手続が必要です

家庭裁判所に対する相続放棄申述書の作成、必要書類の収集などがセットになって定額55,000円（実費別途）の報酬定額制プランをご用意しています。2名以上同時なら1名あたり11,000円割引します。



遺言作成

報酬定額制プラン

77,000円

円満な相続のためには遺言を作成することが有効です

公正証書遺言の原案作成、証人2名の立会い、遺言の保管などがセットになって定額77,000円（実費別途）の報酬定額制プランをご用意しています。ご夫婦が同時に作成なら22,000円割引します。



空家売却

売却価格の

3%+6万円

相続した不動産には住まずに売却を検討されている方

当事務所には宅地建物取引業の事務所を併設しておりますので不動産の相続手続からご売却まで、一貫したサポートが可能です。売却価格の査定や買取りなどについてもお気軽にご相談ください。



東松山駅 西口 徒歩2分

営業時間 平日 9:00～18:00 土日は予約制

無料相談受付中！ ご自宅等へ出張相談にもお伺いします。

司法書士田中事務所



0493-59-8590

〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町3-5-8



国民健康保険に加入している

故人が国民健康保険の被保険者であった場合、下記の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●各種証の返納

- ☐ 故人の被保険者証(兼高齢受給者証)または資格確認書
- ☐ 対象者のみ限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証
- ☐ 対象者のみ特定疾病療養受療証

●葬祭費の支給申請

- ☐ 喪主の本人確認書類
 - ☐ 喪主の口座のわかるもの※振込先口座が喪主の口座でない場合は、委任状が必要になります。
 - ☐ 葬祭費用の領収書または会葬礼状(喪主の氏名が確認できるもの)
- ※他の健康保険から支給される場合、国民健康保険からは支給されません。

受付窓口

保険年金課 本庁舎1階 ☎0493-21-1403

期限

- 各種証の返納……すみやかに
- 葬祭費の支給申請…葬儀を行った日の翌日から2年以内

- 国保税の変更があった場合は、届出日の翌月以降に更正通知書で通知します。
- 国保税の支払いがある場合は、納付書を送付します。納期到来済の期別分は、既に送付されている納付書で納付してください。
- 国保税の還付がある場合は、後日、収税課から通知書を送付します。

後期高齢者医療制度に加入している

故人が後期高齢者医療制度の被保険者であった場合、下記の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●各種証の返納

- ☐ 故人の後期高齢者医療被保険者証または資格確認書
- ☐ 対象者のみ限度額適用・標準負担額減額認定証
- ☐ 対象者のみ特定疾病療養受療証

●葬祭費の支給申請

- ☐ 喪主の印鑑(認印)
- ☐ 喪主の口座のわかるもの※振込先口座が喪主の口座でない場合は、委任状が必要になります。
- ☐ 葬祭費用の領収書または会葬礼状(喪主の氏名が確認できるもの)

●高額療養費等の振込口座の変更

- ☐ 相続人代表者の印鑑(認印)
- ☐ 相続人代表者の口座のわかるもの

受付窓口

保険年金課 本庁舎1階 ☎0493-63-5004

期限

- 葬祭費の支給申請…葬儀を行った日の翌日から2年以内
- その他の手続き……すみやかに

ご存じですか？

相続税には 10か月の申告期限が 設けられています。

こんな！

お困り

ありませんか？



“ 急な相続で何から手を付けて
いいのかわからないまま、
時間が過ぎてしまう… ”

相続のプロが**スピード解決！**

久保・佐々木税理士法人

歴40年の経験豊富な税理士が在籍！

500件超えの申告実績あり！

相続のプロだから「安心」「速い」**ワンストップサービス**



初回相談
1時間

無 料

弁護士・司法書士等各専門家との**連携**があるため、お客様のご負担を軽減！

税理士2名・他職員10名(2024年1月31日現在)の**サポート体制**で、

ストレスのない**相続**を目指します。

相続のプロが分かりやすく丁寧親切に、みなさまの疑問にお答えいたします。

まずはお気軽にお問い合わせください！

久保・佐々木税理士法人

関東信越税理士会
税理士法人番号 第4457号

久保・佐々木税理士法人



東松山事務所

〒355-0072 埼玉県東松山市石橋1639-3

TEL. **0493-24-1818**

FAX.0493-24-1843

代表社員・税理士

久保 一則

小川事務所

〒355-0322 埼玉県比企郡小川町東小川1-12-8

TEL. **0493-74-4536**

FAX.0493-74-4377

代表社員・税理士

佐々木 三雄

65歳以上または介護認定を受けている

故人が65歳以上または介護認定を受けていた場合、下記の手続きをしてください。

手続き・
持ち物

●各種証の返還

- ☐ 被保険者証
- ☐ 負担割合証・負担限度額認定証(交付されている場合)

●通知等送付先の確認

受付窓口

高齢介護課(介護保険グループ) 分室東棟1階 ☎0493-21-1460

期限

すみやかに

高額介護サービス費等の支給を受けている

故人が高額介護サービス費等の支給を受けていた場合、相続人が未支給分を請求することができます。

手続き・
持ち物

●振込口座の変更

- ☐ 相続人の通帳又はキャッシュカード

受付窓口

高齢介護課(介護保険グループ) 分室東棟1階 ☎0493-21-1460

期限

すみやかに

次のいずれかを利用している

緊急通報システム/徘徊高齢者等家族支援サービス/紙おむつ給付サービス

故人が上記いずれかを利用していた場合、下記の手続きをしてください。

手続き・
持ち物

●緊急通報機器の撤去・返還

ひとり暮らし高齢者等で、慢性疾患などにより常に注意を要する方に貸与しています。

- ☐ 緊急通報機器

●徘徊高齢者等家族支援サービス機器の返還

認知症等により徘徊が見られる方等に貸与しています。

- ☐ 位置探知装置(GPS端末)

●紙おむつ給付サービスの廃止

受付窓口

高齢介護課(高齢福祉グループ) 分室東棟1階 ☎0493-21-1406

期限

すみやかに

どんなゴミでも 片づけます!!

粗大ゴミ、引っ越しゴミ、家庭ゴミ、ゴミ屋敷、リフォーム前・解体前の片づけ、店の毎日のゴミ、店じまい、産業廃棄物、企業のゴミ、倉庫の片づけ、木の伐採、カーポート・車庫の撤去、家・物置の解体などなど対応可能です!!

なんでも
お任せください!



**遺品整理・生前整理の
専門家・ハイクリーンに
お任せください!**

お見積無料

ご相談
ください。

お部屋からの
運び出しも行います。

買取りも
対応しております。

有限
会社

ハイクリーン



0120-23-8190



LINEから24時間
問合せOK!

産業廃棄物処理業(埼玉県)許可番号第01104151678号
一般廃棄物処理業(東松山市)東松山市許可番号第0311009号
一般廃棄物処理業(各市町村)・非鉄金属
〒369-0104 熊谷市青山42-1

パパ・ママ応援ショップ加盟店

市税(市県民税・固定資産税・軽自動車税)が課税されている

市税の賦課徴収及び還付に関する書類を受け取る代表者を指定してください。
(各様式は市のホームページからダウンロードできます)

手続き・
持ち物

- 相続人代表者の指定
- ☐ 相続人代表者指定届兼現所有者申告書

受付窓口

課税課 本庁舎1階 ☎0493-21-1444

期限

すみやかに

未登記家屋を所有している

未登記家屋の名義変更をしてください。(各様式は市のホームページからダウンロードできます)

手続き・
持ち物

- 未登記家屋の名義変更
- ☐ 未登記家屋の所有者変更届

受付窓口

課税課 本庁舎1階 ☎0493-21-1444

期限

すみやかに

現在の納付状況、今後の納付について

納税義務者が亡くなられた場合は、相続人に納税義務が引き継がれます。故人の納付状況等が不明な場合はご相談ください。また、故人の口座から市税等の口座振替をしていた場合は、金融機関で振替口座の変更または廃止手続きをしてください。

手続き・
持ち物

- 今後の納税等に関する相談
- ☐ 相続人であることが分かる戸籍謄本などの書類
- 口座振替の変更または廃止手続き
(金融機関での手続きの際に必要)
- ☐ 金融機関の通帳
- ☐ 口座の届出印

受付窓口

収税課 本庁舎1階 ☎0493-21-1409

期限

すみやかに

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車の名義変更または廃車をしてください。
(各様式は市のホームページからダウンロードできます)

手続き・
持ち物

●名義変更または廃車

- ☐ 廃車申告書兼標識返納書
- ☐ ナンバープレート
- ☐ 標識交付証明書
- ☐ 相続人の身分証明書
- ☐ 申告(報告)書兼標識交付申請書

受付窓口

課税課 本庁舎1階 ☎0493-21-1438

期限

すみやかに

次のいずれかを所有している

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

故人が上記いずれかの手帳を所有していた場合、手帳を返還してください。

手続き・
持ち物

●各種障害者手帳の返還に係る届出書の提出

- ☐ 障害者手帳

受付窓口

障害者福祉課 分室西棟1階 ☎0493-21-1452 / FAX 0493-24-6066

期限

すみやかに

次のいずれかを受給している

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、在宅重度心身障害者手当

故人が上記いずれかの手当を受給していた場合、資格喪失の手続きをしてください。

手続き・
持ち物

●資格喪失届の提出

- ☐ 相続人の通帳

受付窓口

障害者福祉課 分室西棟1階 ☎0493-21-1452 / FAX 0493-24-6066

期限

すみやかに